18　「【発明者】」、「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄に記録すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。この場合において、特許法施行規則第27条第２項の規定により特許出願人の権利について持分を記録するときは、「【特許出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「○／○」のように分数で記録し、特許出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される特許出願人を第一番目の「【特許出願人】」の欄に記録し、「【特許出願人】（特許出願人の権利について持分を記録する場合にあっては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】」と記録する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第３条第１項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第１項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「○○の持分は、民法第667条第１項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【発明者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【発明者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【特許出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍・地域】）
【特許出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍・地域】）
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】

19　［略］

18　「【発明者】」、「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄に記録すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。この場合において、特許法施行規則第27条第２項の規定により特許出願人の権利について持分を記録するときは、「【特許出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「○／○」のように分数で記録し、特許出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される特許出願人を第一番目の「【特許出願人】」の欄に記録し、「【特許出願人】（特許出願人の権利について持分を記録する場合にあっては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】」と記録する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第３条第１項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第１項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「○○の持分は、民法第667条第１項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【発明者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【発明者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【特許出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍】）
【特許出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍】）
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】

19　［略］